

2014年5月15日

福岡県内
臨床心理士養成指定大学院
研究科長 様

『公認心理師法案骨子案』の公表を受けて
臨両心理士養成指定大学院としての今後の対策に対する協働のお願い

久留米大学大学院心理学研究科
臨床心理学専攻教員有志一同
福岡女学院大学大学院人文科学研究科
臨床心理学専攻教員一同

新緑の候、貴大学に置かれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本臨床心理士会から、『公認心理師法案骨子要綱』(案)及びそれに対する【『公認心理師法案要綱骨子(案)』に関するお願い(日本臨床心理士会)】が公表されました。骨子案の内容には、「臨床心理士」の資格と専門性、実績がまったく取り組まれておらず、大学院修了のみも受験可能にするなど、大幅に広がった受験資格が示されています。

このような事態は、現在の臨床心理士養成指定大学院(以下、指定大学院)の存続を脅かすものであり、今後臨床心理の専門職の質を著しく低下させるものであると言わざるをえません。

そこで、非常に危機的状況であるという認識を共にしている久留米大学大学院と福岡女学院大学大学院が協働し、福岡県内の指定大学院のみならず、取り急ぎ、下記の点を挙げ、全国の指定大学院へ協働を働きかけたく、ご賛同を募る次第です。国会に上程され、通過されたとしても、その後の具体的な詰めにおける積極的な働きかけが重要と思われれます。そのためには、全国165を超える臨床心理士養成指定大学院が結集することが必要です。そのため、下記の内容をもって、認定協会及び臨大協を促すことにご協力いただきたく、お願い申し上げます。

できるだけ多くの全国大学院が協働できるよう、要望の内容は、コンセンサスを得られる可能性が高い最小限の内容に留め、各大学院からの様々な要望は別途記載できるように回答様式を用意いたしました。まず、福岡県内でご賛同いただいた大学院とともに、連名をもって全国へ発信する予定です。

今まで社会に送り出した現職の卒業生たちのためにも、各大学院におかれましてのご協議、ご了承を心からお願い申し上げます。ご高配をよろしくお願いいたします。

記

公益財団法人臨床心理士資格認定協会理事会
及び臨床心理士養成指定大学院協議会理事会への要望

- 「公認心理師法案骨子案」について、関係省庁または関係機関から説明された内容と、それに対する認定協会の見解、対応を明示してください。
- 現在の「公認心理師法案骨子案」の今後の大学院カリキュラムは指定大学院のカリキュラムを基礎とするよう積極的に働きかけてください。

以上